

ブロードバンドの整備や維持管理のための支援制度の拡充

政策提言の要旨

- **デジタル田園都市国家構想の実現** には、光ファイバ等を基盤とする**ブロードバンドサービス(BB)**が不可欠
- 「**誰一人取り残さないデジタル化**」の推進には、**中山間地域等に配慮したユニバーサルサービス制度が必要**

提言 1

新設されるユニバーサルサービス交付金の対象経費の拡充

提言 2

整備・維持に多額のコストを要する過疎地などの条件不利地域への配慮

本県における現状と課題

国の方針

- 骨太の方針2020で拡充方針
 - 国の研究会での最終とりまとめ案
 - ・不採算地域における**有線BBの維持等のための新交付金制度の創設が適当**
 - ・**無線BBは、有線BBの整備・維持が費用対効果の観点から著しく合理性を欠く場合の補完的手段**と位置付ける
- (※)ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会

本県の現状

- 本県でも国のR2年度補正予算を活用し、9市町が光ファイバを整備
(**R3年度末：99%超見込**)
- 一方で、**極めて不利な地理的・財政的条件にある地域では、採算性や補助対象外経費の捻出が困難等の理由で、断念せざるを得ない**ケースがある(大川村、仁淀川町など)
- 携帯電話の不感地域も多く、無線による通信サービスも不十分

地方からの変革に向けて

- 国民があまねく、デジタル社会の恩恵を享受するためには、超高速ブロードバンド環境を全国くまなく整備した上で、ニーズの拡大や高度化等を踏まえながら、継続的に維持・拡充・更新していくための安定的な財源の確保が不可欠

- ① 維持(増速等の高度化を含む)に加え、極めて不利な地理的・財政的条件にある地域について、「整備費」も費用負担の対象経費とすること

- ② 新交付金のユニバーサルサービス提供事業者への配分(補てん割合)については、中山間地域等の「条件不利地域に十分配慮」した方法とすること

- ③ 新交付金について、早期に制度化し、運用を開始すること